

賠償責任保険別表(2)

団体契約用
(保険期間1年)

施設賠償責任保険

< 普通保険約款でお支払いする保険金 >

損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した交通費や通信費等の費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事項)

- 次の事由に起因する賠償責任を負担することによって生じる損害を補償しません。
 - ・ 保険契約者、被保険者の故意
 - ・ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
 - ・ 地震、噴火、洪水、津波等の天災
 - ・ 他人から借りたり預かったりしている物など、被保険者の管理下にある財物の滅失、破損、汚損
 - ・ 従業員の業務遂行中の死亡・ケガ・疾病
 - ・ 排水または排気(煙を含みます。)、汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出(ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見され通知された場合を除きます。)
 - ・ 石綿(アスベスト)、石綿製品または石綿繊維等の発ガン性その他有害な特性
 - ・ 核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等による原子力危険
 - ・ 給排水管等からの漏出またはスプリンクラーからの内容物のいつ出による財物の滅失、破損、汚損
 - ・ 被保険者の占有を離れた商品・飲食物等
- 次の賠償責任を負担することによって被る損害を補償しません。
 - ・ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
 - ・ 施設の修理、改造等の工事に起因する賠償責任
 - ・ 自動車、エレベーター・エスカレーター、施設外における船等の所有、使用または管理に起因する賠償責任等
 詳細は約款の免責事由等をご参照ください。

特約に別の規定がある場合を除き、上記 から の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から加入者証記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、 損害防止費用および 緊急措置費用を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は特約でご確認ください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

学校等とは、学校および地域教育協議会等の教育活動を行うものを言います。